

昭島都市計画公園の変更（昭島市決定）

（１）昭島都市計画公園中第5号新畑公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	第2・2・4号	新畑公園	昭島市中神町 字中新畑地内	約 0.58 ha	広場等

「区域は計画図表示のとおり」

理由 道路計画の変更に伴い形状変更の必要が生じたため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

新旧	種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
		番 号	公園名			
新	街区公園	第2・2・4号	新畑公園	昭島市中神町 字中新畑地内	約 0.58 ha	位置、区域 及び面積の 変更
旧	児童公園	第5号		昭島市中神町 字中新畑地内	約 0.58 ha	

変更概要

名 称	変 更 事 項	
第2・2・4号 新畑公園	1 名称の変更	第5号新畑公園 → 第2・2・4号新畑公園
	2 位置の変更	昭島市中神町字中新畑地内 → 昭島市中神町字中新畑地内
	3 区域の変更	計画図表示のとおり
	4 面積の変更	約 0.58ha → 約 0.58ha

(2) 昭島都市計画公園中第 8 号武蔵公園を廃止する。

理由 土地区画整理事業の見直しに伴い、都市計画公園の再配置を図るため、
武蔵公園を廃止する。

参 考

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
児童公園	第 8 号	武蔵公園	昭島市 中神町字東武蔵野地内	約 0.29 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

(3) 昭島都市計画公園に第 3・3・4 号むさしの公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	第 3・3・4 号	むさしの公園	昭島市 もくせいの杜 二丁目地内	約 2.5 ha	園路、広 場等

「区域は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業の見直しに伴い、都市計画公園の再配置を図るため、
上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

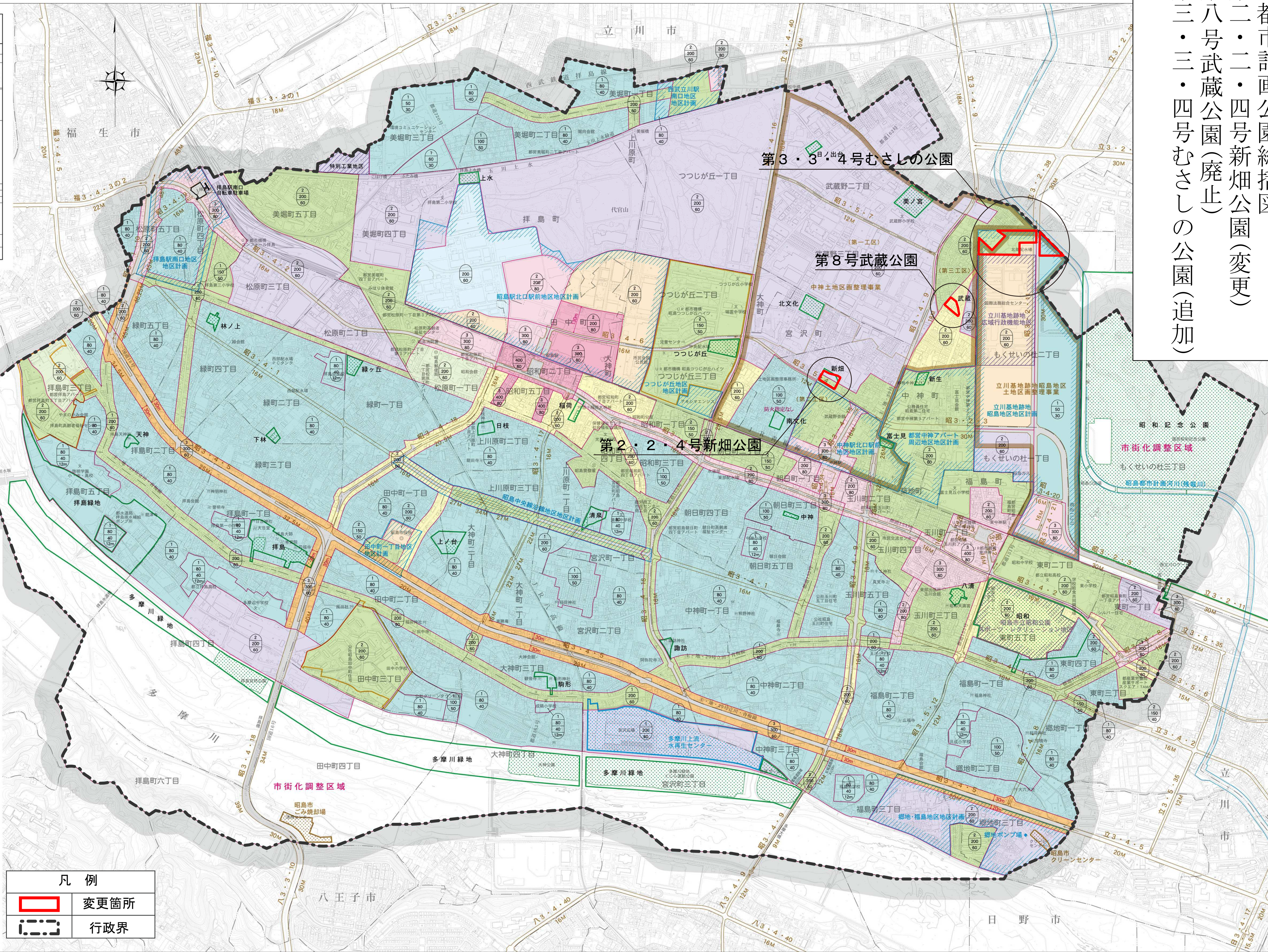
種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	公園名			
近隣公園	第 3・3・4 号	むさしの公園	昭島市 もくせいの杜 二丁目地内	約 2.5 ha	追加

昭島都市計画公園総括図

第二・二・四号新畑公園（変更）

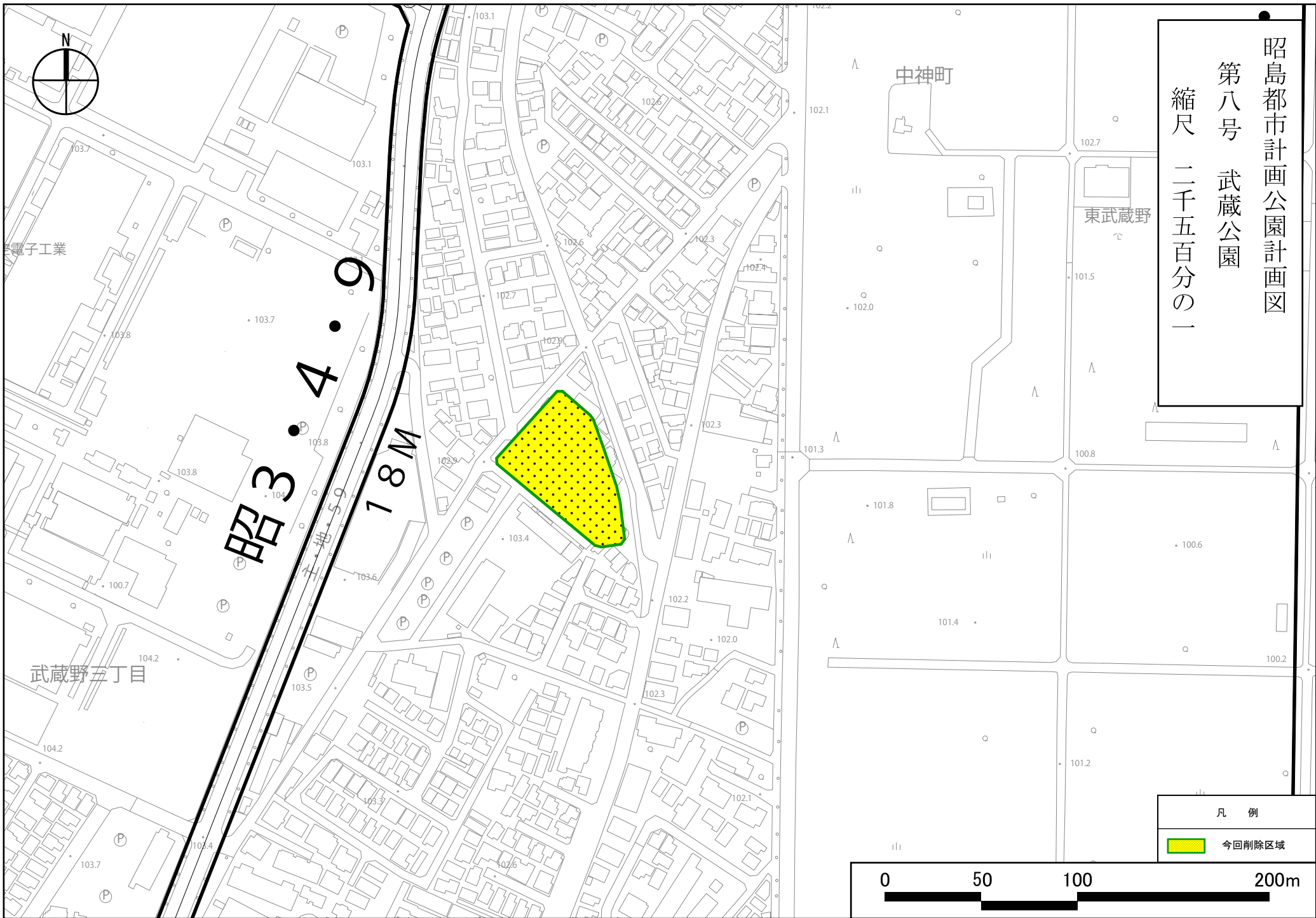
第八号武蔵公園（廃止）

第三・三・四号むさしの公園（追加）





この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交著第28号
（承認番号）3都市基街都第171号、令和3年8月26日



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

昭島都市計画公園 第2・2・4号 新畑公園

2 理 由

本公園は、昭島市都市計画マスタープランにおける第1地域内に位置しており、地域の水と緑のまちづくりの方針では、未整備の都市計画公園については、必要性を検証し、順次整備を進めることとしている。

本公園は、中神土地区画整理事業の事業計画見直し対象区域内にある。この区域では、土地区画整理事業から他の事業手法に変更し、まちづくりを進めていく方針が令和3年5月に中神駅北側地域整備構想で定められた。続いて、本整備構想に基づき、事業手法の変更による道路・公園整備計画の見直しを行い、快適な都市生活を送れるまちづくりを早期実現することを目的として具体的な方針等を示した中神駅北側地域整備計画を令和4年9月に策定し、道路・公園の整備方針及び整備計画を定めた。その後、令和5年2月に中神土地区画整理事業の事業計画変更により、事業区域から除外された区域である。

本案は、都市計画公園の必要性を検証した結果、中神駅北側地域整備計画で示された道路整備計画に基づく公園周辺道路の形状変更に伴い、公園・緑地整備方針において、位置・形状を変更し整備していくとされたことに鑑み、公園区域の変更を行うものである。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

昭島都市計画公園 第8号 武蔵公園

2 理 由

本公園は、昭島市都市計画マスタープランにおける第1地域内に位置しており、地域の水と緑のまちづくりの方針では、未整備の都市計画公園については、必要性を検証し、順次整備を進めることとしている。

本公園は、中神土地区画整理事業の事業計画見直し対象区域内にある。この区域では、土地区画整理事業から他の事業手法に変更し、まちづくりを進めていく方針が令和3年5月に中神駅北側地域整備構想で定められた。続いて、本整備構想に基づき、事業手法の変更による道路・公園整備計画の見直しを行い、快適な都市生活を送れるまちづくりを早期実現することを目的として具体的な方針等を示した中神駅北側地域整備計画を令和4年9月に策定し、道路・公園の整備方針及び整備計画を定めた。その後、令和5年2月に中神土地区画整理事業の事業計画変更により、事業区域から除外された区域である。

中神駅北側地域整備計画の中で、区域内の武蔵公園の見直しに向けた代替性の検証において、近接する中神引込線通りに都市計画緑地を追加し、本区域や周辺の都市計画公園と合わせ、周辺の都市計画公園・緑地の充足が可能であるとしている。

本案は、都市計画公園の必要性を検証した結果、中神駅北側地域整備計画で示された公園・緑地整備方針において、周辺地域の都市計画公園及び都市計画緑地を追加する再配置に伴い、本都市計画公園の廃止を行うものである。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

昭島都市計画公園 第3・3・4号 むさしの公園

2 理 由

本公園は、昭島市都市計画マスタープランにおける第1地域内に位置しており、地域の水と緑のまちづくりの方針では、残堀川や柴崎分水沿いの水と緑の保全に努めることとしている。

本公園は、平成28年11月に開設された都市公園であり、東側は国営昭和記念公園と隣接し、連続した緑のネットワークを形成している。

また、本公園西側の区域は、中神土地区画整理事業の事業計画見直し対象区域であり、この区域では、土地区画整理事業から他の事業手法に変更し、まちづくりを進めていく方針が令和3年5月に中神駅北側地域整備構想で定められた。続いて、本整備構想に基づき、事業手法の変更による道路・公園整備計画の見直しを行い、快適な都市生活を送れるまちづくりを早期実現することを目的として具体的な方針等を示した中神駅北側地域整備計画を令和4年9月に策定し、道路・公園の整備方針及び整備計画を定めた。その後、令和5年2月に中神土地区画整理事業の事業計画変更により、事業区域から除外された区域である。

中神駅北側地域整備計画の中で、区域内の武蔵公園の見直しに向けた代替性の検証において、近接する中神引込線通りに都市計画緑地を追加し、本区域や周辺の都市計画公園と合わせ、周辺の都市計画公園・緑地の充足が可能であるとしている。

本案は、検証の結果廃止することとした武蔵公園の代替となる緑空間として、市内の都市計画公園の再配置を図るとともに、地域の憩いの場・交流の場にふさわしい緑の拠点として恒久的な利用を図るため、本公園につき、都市計画公園として追加を行うものである。